

○国立大学法人上越教育大学における文部科学省電子入札システムの運用に関する要項

(平成19年2月6日学長裁定)

最終改正 平成27年3月24日

(趣旨)

第1 国立大学法人上越教育大学において電子入札を実施する場合は、文部科学省電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行うものとし、その運用に関しては、この要項の定めるところによる。

(利用規程)

第2 電子入札システムの利用については、文部科学省電子入札システム利用規程（発注者用）を準用するものとする。

(運用基準)

第3 電子入札システムの運用については、文部科学省電子入札システム運用基準を準用するものとする。

(官職証明書)

第4 電子入札システムに必要な官職証明書の取扱いについては、国立大学法人上越教育大学電子入札システムの官職証明書に関する要項によるものとする。

(担当者の指定)

第5 官職証明書を取得できる担当者は、次のとおりとする。

- (1) 契約担当者 学長
- (2) 入札執行者 施設課長
- (3) 立会者 財務課財務チーム主査
- (4) 登録担当 施設課施設チーム主査

2 前項で指定された担当者は入札に出席するものとし、各担当者が都合により入札に出席ができない場合は、各担当者が指名する者に委任することができることとする。

(適用範囲)

第6 電子入札の適用できる範囲は、国立大学法人上越教育大学における入札（見積もり合わせを含む。以下同じ。）のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 工事
- (2) 設計・コンサルティング業務

(その他)

第7 その他、運用に関する事項に関しては、第2及び第3の範囲内で学長が別に定める。

附 則（平成20年8月7日）

この要項は、平成20年8月7日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。